

国の出先機関の原則廃止に向けて
中間報告

全国知事会

国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム

目 次

I	中間報告にあたって	1
II	地方分権改革（国の出先機関の見直し）の経過・課題・展望	2
III	基本的な考え方	4
	1 「国の出先機関原則廃止」の目的	
	2 「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針	
IV	検討対象とした機関及び事務の考え方	8
	1 対象機関の考え方	
	2 対象事務の考え方	
V	国の出先機関の事務の仕分け	9
	1 共通事項の考え方	
	2 各出先機関の事務の仕分け	
VI	最終報告に向けての検討課題	24
	1 中間報告で取りまとめた課題等の更なる検討について	
	2 重点分野等の検討について	
	3 受入体制（広域連携の仕組み等）について	
	4 国から地方への財源移譲について	
	5 国から地方への人材移管について	
	6 改革後もなお残す事務・権限の執行組織について	
VII	各出先機関事務の仕分け一覧	26

I 中間報告にあたって

《中間報告の取りまとめ》

国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは平成 21 年 11 月 17 日の発足以来、会議を重ねてきた。

この間、国の出先機関原則廃止の基本的な考え方や、個々の国の出先機関の事務仕分けなどについて協議してきた。

今般、検討対象とした国の出先機関について本プロジェクトチームの議論が一巡した。

そこで、これまでの協議の概要を取りまとめるとともに、最終報告に向けて更に検討を深めるべき課題を整理した。

《取りまとめの考え方》

中間報告では国と地方の役割を明確にするとの考え方から、事務の仕分け（地方に移管すべき、廃止・民営化等すべき、国に残すべき）を中心にとりまとめを行った。

仕分けに当たっては 国に残す事務を極限し地方に出来ることは地方に移管するとの基本的な考え方に基づいて、本プロジェクトチームとしての現段階における方向性を示した。

一方で、受け入れ体制等と密接に関連する仕分けや真に地方が担うべきか否か議論の余地がある仕分けについては、その課題を明示した上で、今後より掘り下げた検討を行うこととした。

《中間報告後の対応》

最終報告に向けて中間報告段階で明らかになった課題についてさらに検討を進めるとともに、移管事務の受入体制、国から地方への財源移譲、国から地方への人材移管についての考え方を明確にしていく。

また政府の地域主権戦略会議においても、国の出先機関原則廃止に関する基本的な考え方や論点についての協議がスタートし、今夏にはそれらを盛り込んだ地域主権戦略大綱が取りまとめられる。

こうした動きに対し地方としての意見を政府の議論に的確に反映するため、本中間報告を地域主権戦略会議における調査審議のスタートラインとしていただくとともに、全国知事会としての最終報告までの間においても、地域主権戦略大綱の取りまとめに向けた議論に対し積極的に働きかけていく。

II 地方分権改革（国の出先機関の見直し）の経過・課題・展望

《全国知事会と地方分権改革推進委員会の取組》

全国知事会は従前から二重行政の解消や行政の簡素、効率化の観点から国の出先機関の廃止、縮小を強く国に求めてきた。

こうした動きを受け、政府は平成 19 年 4 月に地方分権改革推進委員会を発足させた。同委員会は同年 5 月、「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」において、「行政の重複の排除と事務・事業の見直しにより、国の地方支分部局等を廃止・縮小する」方針を明確にした。

全国知事会においても行政分野別のプロジェクトチームを設置して国の出先機関の見直しについて独自の検討を行い、平成 20 年 2 月には 8 府省 17 機関（*）の見直しについて、全国知事会としての提言を取りまとめた。

この提言の中では最終的な結論が留保される部分はあったものの、地方への事務移管により都道府県労働局や地方農政局など 14 出先機関を廃止・縮小する方向を打ち出した。

更に国の出先機関の全職員約 96,000 人のうち地方移管となる事務に関わる職員を約 75,000 人と試算し、これを二重行政の廃止など業務の見直しによって縮減することにより、最終的には約 55,000 人を地方に移管する方向性を示した。

* 地方分権改革推進委員会は第 2 次勧告において都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の 3 機関を 1 系統とし、勧告の対象を「8 府省 15 系統の出先機関」と表記したので、本報告においても、以下これに従う。

こうした提言等を踏まえ地方分権改革推進委員会は平成 20 年 5 月には直轄国道・直轄河川の地方移管等を内容とする第 1 次勧告をまとめ、同年 12 月には「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」を柱とする第 2 次勧告を取りまとめた。

この第 2 次勧告では、

- ・地方整備局、地方農政局、北海道開発局、経済産業局、地方運輸局及び地方環境事務所の 6 機関について国に残る事務権限を統合して「地方振興局」と「地方工務局」を設置する
- ・地方厚生局及び都道府県労働局についてはブロック単位の機関を設置する
- ・中央労働委員会地方事務所は廃止する
- ・その他法務局や地方航空局などの 6 機関は組織をスリム化の上で存続するなどとする勧告を行った。

あわせて、当面は直轄国道等の移管により 1 万人程度を地方に移管し、将来的にはハローワーク等の移管により「35,000 人程度の削減を目指すべき」との考え方を示した。

《出先機関改革に立ちはだかる障害》

しかし中央省庁は組織をあげて地方分権改革に抵抗し、地方分権改革推進委員会の勧告に対して極めて消極的であった。

権限移譲のリーディングケースであった直轄道路・直轄河川の移管についても、地方側との個別協議において国が協力的であったとは言えず、権限移譲に伴う財源の保証についても国が明確な方針を示さなかった。また、地方の側でも国から地方への財源移譲のみならず、移管事務の受入体制や国から地方への人材移管についても明確な考え方を示すことができず、移管協議はほとんど進まなかった。

一方、政治のリーダーシップも十分に発揮されることはなかった。政府が平成 21 年 3 月に策定した「国の出先機関改革に係る工程表」には、具体的な移譲事務の内容はもちろん、組織の具体的な方向性も示されず、国の出先機関改革は事実上、進展しなかった。

《地域主権改革の実現に向けて》

現政権は、マニフェストで地域主権の実現を高く掲げ、「国の出先機関の原則廃止」を公約した。政府は、総理を議長とする地域主権戦略会議を設置し、平成 21 年 12 月 14 日には「地域主権改革の工程表」が発表された。

この中で、平成 22 年度夏頃までに「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定し、国の出先機関の原則廃止をはじめとする地域主権改革の主要項目について基本的な考え方を示すとしている。

地域主権の実現に向け、政治が高い志と強いリーダーシップをもって、「議論」ではなく「実行力」を発揮することを強く期待している。

全国知事会としても、このような時代の潮流を真の分権型の国づくりのチャンスとして捉え、「国の出先機関原則廃止」に向けた具体的な提言を積極的に取りまとめ、果敢に行動していかなければならない。

Ⅲ 基本的な考え方

1 「国の出先機関原則廃止」の目的

《国の出先機関の肥大化》

国の出先機関には国家公務員約 32 万人のうち約 21 万人が在職している。

地方分権改革推進委員会や全国知事会が検討対象としてきた地域との密着性の高い行政分野（8 府省 15 系統の出先機関）に限定しても、全国で約 3,400 ある機関に約 96,000 人（*）が働く巨大組織となっている。

このように肥大化した国の出先機関の存在は、「地域のことは地域が決めて実行し、地域が責任を持つ」という地域主権の理念に背反し、次のとおり重大な弊害を生じさせている。

* 人数は、平成 19 年 10 月の地方分権改革推進委員会「国の行政機関の地方支分部局に関する調査結果」に基づく。

《三つの弊害》

一つは『二重行政』による弊害である。

国の出先機関の事務の中には地方の事務と重複するものが多い。また地方で行った方がより効果的・効率的に実施できるものも多く、結果として多大な無駄と非効率を発生させている。

二つは『地域・住民ニーズ』に柔軟に対応できない弊害である。

国の出先機関はあくまでも中央省庁の下部機関であり、その性格上、住民と日常的に接する機会もほとんどなく、地域・住民ニーズに基づき柔軟かつ迅速に行政サービスを提供する組織となっていない。

また国の出先機関は府省別・分野別の縦割り組織となっており地方自治体のような総合行政が展開できない。

三つは『住民ガバナンス』の欠如による弊害である。

国の出先機関は実態的には大臣や国会のコントロールの外にあり、所在地の首長や議会の権限も及ばず、また、地域住民の目も届きにくいいため、組織に対する監視やガバナンス（統治）が欠如している。

社会保険事務所の杜撰な年金処理はこのような組織風土の中で醸成された「緩み」の一例である。

《地域主権の実現のための実践的な改革》

こうした弊害を除去することによって、国が国本来の役割に専念できる組織に生まれ変わり、国・地方を通じて簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、住民ガバナンスの下で地域のニーズに応じたきめ細かな行政サービスを総合的に展開し、住民福祉の向上を図っていくことが喫緊の課題となっている。

しかしながら、第一期地方分権改革以来、全国知事会が強く要望し、また国と地方をあげて議論を重ねている権限や財源の地方移譲は目下の所、遅々として進捗していない。

これを実現するためには、権限と財源が集中している国の出先機関を原則廃止するという目標を明確にし、その実現を通じて権限、財源の移譲を確実に進めることが最も実践的な改革手法である。

国の出先機関の原則廃止を目指す改革は、国のスリム化のためのものではなく、「地域住民が自らの責任と判断において地域の諸課題に取り組む」地域主権改革を実現し、地域の活力、国民の活力を引き出す重要な改革であることを特に強調しておきたい。

2 「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針

全国知事会としても、国の出先機関の原則廃止の検討を国に委ねるのではなく、自らが主体的にその考え方を取りまとめ、国をはじめ関係地方団体や国民各層に積極的に働きかけていくことが極めて重要である。

そのための青写真を自らの手で描き、国等に対し積極的に働きかけていくために「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が設置された。

そこで本プロジェクトチームとしてはこのような役割を積極的に果たしていくため、以下の前提条件及び検討方針の下で具体的な検討を行うこととした。

《前提条件》

- i 全国知事会及び地方分権改革推進委員会の検討成果を踏まえ、これらの提言・勧告を検討の出発点とする。

全国知事会は既に平成20年2月に「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」を取りまとめ、地方分権改革推進委員会も平成20年12月に第2次勧告で「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」を勧告している。

これら成果を十分に踏まえるとともに、その検討過程で示された「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」（平成20年9月）なども参考にしながら事務の仕分けを行う。

ii 財源は当然保障されるべきとの前提に立って積極的に事務権限を受け入れる。

事務の地方移管に伴い、その実施に必要な財源は人件費相当額も含め、当然に移管されなければならない。

ただし、どの程度の額をどのような形で移管するかといった具体的な検討は事務移管の検討と平行して行わざるを得ない面もある。

したがって、「財源移管の確証が得られない」といって事務移管に消極的になるのではなく、「政府の責任において当然に保証されるべき」との前提に立って、積極的に事務移管の検討を進めなければならない。

iii 現行都道府県・市町村制度を前提に事務権限の受入れやその体制等を検討する。

事務移管に当たって、複数都道府県にまたがる事務などで単独で受け入れることが困難な場合には、広域的な受け皿の検討が必要となる。その際には、道州制など新たな地方制度にまで議論を拡大することなく現行の都道府県・市町村制度を前提に受け入れ体制を検討する。

一方で、国出先機関の原則廃止の道筋の先には、都道府県のあり方そのものが問われてくるので、新たな国と地方のあり方を視野に入れた検討が不可避であり、これらの課題は別途検討する必要がある。

iv 政府等において制度改革の議論が進められている事務については、その方向性に留意しながら当面現行制度を前提に検討する。

保険年金制度に関する議論など、今後国において抜本的な見直しが検討される事項については、その方向性に十分留意しながら、当面は現行制度を前提にして検討を行う。

したがって、国の改革の動向によっては本プロジェクトチームの検討結果を再検討することも当然にあり得るものである。

《検討方針》

i 国の出先機関の原則廃止に向けて具体的な仕分け、提言を行う。

国の出先機関の原則廃止に向けて8府省15系統の出先機関の事務一つ一つについて（これらの機関及び事務を選定した考え方については「IV 検討対象とした機関及び事務の考え方」参照）、「地方移管」、「廃止・民営化等」、「国に残す」との仕分けを行う。

その際には、国の出先機関の事務について

- ・真に必要な事務であるか
- ・必要であるとした場合に国でなければ担い得ない事務であるかを十分に点検する。

ii 国に残すべき事務はその性質上、国が真に担うべき事務に極限する。

地方への事務移管にあたりこれまで府省が「移管ができない理由」として掲げていた「広域性」、「専門性」、「全国統一性」については、真にそれが国でしか担えない事務であることを再点検した上で、事務の仕分けを行う。

例えば、

- ・広域的な事務については都道府県間の受け入れ体制を強化すること等により対応できないか
- ・専門性が必要な事務については国の人材を受け入れること等により対応できないか
- ・全国的な統一性が必要な事務についてはその事務の執行も含め真に国でしかできない性格のものであるか

など、多様な観点から事務の精査を行い、国の出先機関に残す事務を可能な限り最小のものとする。

iii 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言する。

地方移管後の事務執行に対して、自己決定、自己責任の考え方の下、地方はこれまでも増して重大な責任を担うことになる。

したがって、受け入れ事務をどのように執行するか、その実施体制も同時に提案する必要がある。

その場合、以下の考え方に基づいて検討を進める。

- ・都道府県単位の出先機関の事務については、原則として各都道府県に移管する。
- ・ブロック単位の出先機関の事務については、単独都道府県への移管を検討した後に、単独都道府県では担えない事務について、広域連合制度の活用など必要となる都道府県間連携を検討する。その際、県境を跨ぐ広域的な行政に携わってきた国出先機関の人材・ノウハウを活かす視点にも留意する。

IV 検討対象とした機関及び事務の考え方

1 対象機関の考え方

平成19年5月25日の経済財政諮問会議において民間有識者委員が提出した「国の出先機関の大胆な見直し」の中で「地方に移譲可能な事務」を行っている機関として8府省（15系統）17機関が取りあげられた。

その後、地方分権改革推進委員会の第2次勧告（平成20年12月8日）及び全国知事会の「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）においてもこれらの機関を検討の対象とした。

そこで本プロジェクトチームにおいても、こうした経緯を踏まえつつ、これら以外の出先機関についても視野に入れながら、下記の8府省15系統の出先機関を検討の対象とすることとした。

【検討対象とした8府省15系統の出先機関】

府 省	出 先 機 関
内 閣 府	沖縄総合事務局
総 務 省	総合通信局
法 務 省	法務局・地方法務局
厚生労働省	地方厚生局 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む） 中央労働委員会地方事務所
農林水産省	地方農政局 森林管理局 漁業調整事務所
経済産業省	経済産業局
国土交通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局
環 境 省	地方環境事務所

2 対象事務の考え方

国の出先機関の事務については、地方分権改革推進委員会が平成19年10月に各府省に対して調査を実施し、その後これを基礎として全国知事会及び地方分権改革推進委員会がそれぞれ提言や第2次勧告を取りまとめた経緯がある。

そこで本プロジェクトチームにおいても、このような成果を踏まえて対象事務を抽出し、あわせて本プロジェクトチームとしてのこれまでの検討の成果も加えながら対象事務を528事務と整理した。

* 事務数取りまとめの経緯

- ① 地方分権改革推進委員会が省庁に調査（平成19年10月）
- ② ①を基礎に全国知事会が提言（平成20年2月）
- ③ ①を基礎に同委員会が取りまとめ（平成20年9月）→ 408事務
- ④ ②及び③を基礎に本P Tで精査（平成22年3月）→ **528事務**

V 国の出先機関の事務の仕分け

1 共通事項の考え方

各機関の仕分けに当たって共通する事項に対する考え方は、以下のとおりとする。

(1) 企画立案の事務

事務の移管に伴い、その事務の執行にかかる事業計画の策定など企画立案機能は地方に移管する。本省所管の事務であっても、地方へ移管される事務に関わる企画立案部分（例えば、インフラ整備に係る全国計画）は不要又は地方に移管すべきである。

全国統一性を確保するための基準の設定や制度設計等の事務は、一旦は国に残すこととし、そのうち地方に重要な影響を与えるものは、別途「義務付け・枠付けの見直し」の問題等として、国・地方で十分に協議することとする。

《直轄国道の例》

直轄国道にかかる諸計画（社会資本整備重点計画、道路網整備計画など）のうち、ブロック単位等の計画策定機能は直轄道路の移管に伴い当然に地方に移管する。

《労働行政の例》

職業安定行政、労働基準行政、労働保険行政について、現在厚生労働省（本省）で定めている全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、その他の企画立案機能は地方に移管すべきである。

(2) 補助金給付事務、地方指導事務

事務の地方移管に伴いそれに見合う税財源を当然に地方に移管すること及び地方に対する関与をできるだけ縮小する観点から、補助金給付事務及び地方指導事務は「廃止」として整理する。

(3) 各種国家試験及び統計調査の実施事務

各種国家試験及び統計調査の企画等の事務は本省において行うこととし、その実施に関する事務については「民営化等」として整理する。

例) 医師国家試験の実施、歯科医師国家試験の実施、司法書士試験の実施
農林統計調査の実施、賃金構造基本統計調査の実施、生産動態統計調査の実施

2 各出先機関の事務の仕分け

各出先機関の事務の仕分けの結果は以下のとおりである。

今後更に検討を深めていく必要のある課題等については、各機関の欄中《今後検討すべき課題》等として整理した。

(1) 総合通信局

《仕分けの結果の概況》

地域密着性の高い電気通信事業者に対する許認可や地域振興に資する産学官連携支援等は地方移管し、電波の周波数の割当計画の策定や国内外の電波監視などは国家的な視点から行うべき事務として国に残す。

【事務・権限の仕分けの結果（28事務）】

A 地方移管する事務（13事務）

- ・ ケーブルテレビの許認可
- ・ 区域内の電気通信事業の登録・届出
- ・ 特定信書便事業の監督
- ・ 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携支援（民間助成）など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 情報通信による地域振興（地方自治体に対する助成）
- ・ 情報通信に関する広報啓発・相談（対地方自治体に関するもの）

C 国に残す事務（13事務）

- ・ 電波の周波数割当計画の策定
 - ・ 電波監理（国内外の電波監視、不法無線局の探査・処分等）
 - ・ 放送局の許認可
 - ・ 無線局の免許
 - ・ 日本放送協会・放送大学学園の監督
- など

《事務・権限数で見た仕分けの結果》

地方 (13)	廃止等 (2)	国 (13)
------------	------------	-----------

平成20年
全国知事会提言

(0)

(0)

(24)

(2) 法務局・地方法務局

《仕分け結果の概況》

登記事務や供託事務、人権擁護に関する事務等は地方に移管し、国に残す事務は国の利害に係る訟務事務など国がその責任において実施すべき事務に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（14事務）】

A 地方移管する事務（9事務）

- ・ 登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）
 - ・ 供託事務（弁済供託、執行供託等）
 - ・ 公証人の指導監督等
 - ・ 市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等
 - ・ 国籍に関する事務（帰化、離脱等）
 - ・ 人権擁護に関する事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 司法書士試験等に関する事務
- ・ 土地家屋調査士試験等に関する事務

C 国に残す事務（3事務）

- ・ 国の利害に係るある訴訟に関する事務
- ・ 総合法律支援に関する事務（法テラスに対する立入検査等）
- ・ 上記事務の執行に関する内部管理事務

《今後検討すべき課題》

登記、供託等に関する9事務は、国に残す事務を極限する観点から地方に移管する事務に仕分けしているが、人権擁護に関する事務を除き司法制度と密接な関連を有する等の理由から国に残すべきとの意見もあるため、地方側の受入先を含め今後更に検討する。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

	地方	廃止等	国
平成20年	(9)	(2)	(3)
全国知事会提言	(7)	(0)	(2)

(3) 地方厚生局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

住民生活と密接に関連する医療、福祉に関する事務は地方に移管し、国に残す事務は医薬品の輸入監視等の事務に限定する。

医師、看護師、歯科医師等の国家試験の実施などは民営化等を行う。

【事務・権限の仕分けの結果（49事務）】

A 地方移管する事務（38事務）

- ・健康保険組合等の指導監督
- ・厚生年金基金・確定拠出年金等の指導監督
- ・介護サービス事業者の指導監督
- ・社会福祉法人等の認可
- ・麻薬取締に関する事務（営業者許可、捜査、予防・啓発） など

B 廃止・民営化等する事務（8事務）

- ・医師・看護師・歯科医師等の国家試験の実施
- ・医療計画、健康増進計画等に関する地方自治体への助言指導 など

C 国に残す事務（3事務）

- ・医薬品等の輸入監視
- ・輸出水産食品施設等への指導監督
- ・上記事務の執行に関する内部管理事務

《今後検討すべき課題》

健康保険組合・厚生年金基金等の指導監督に関する事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、現在制度全般のあり方が議論されているため、そうした議論の状況を見極めた上で、今後更に国と地方の役割分担を整理する。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等	国
(38)	(8)	(3)

平成 20 年	(29)	(3)	(9)
全国知事会提言			

(4) 都道府県労働局

《仕分け結果の概況》

全ての事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。

職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。

国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（22事務）】

A 地方移管する事務（20事務）

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業
- ・ 労働基準、労働者の保護などに関する指揮監督
- ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること
- ・ 労働保険の認定・給付及び労働保険料等の徴収 など

B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施 など

C 国に残す事務（0事務）

《仕分けに当たっての考え方》

労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等
(20)	(2)

平成20年
全国知事会提言

(17)

(0)

(5) 中央労働委員会地方事務所

《仕分け結果の概況》

全ての事務を中央労働委員会本局に移管する。

【事務・権限の仕分けの結果（1事務）】

A 地方移管する事務（0事務）

B 廃止・民営化等する事務（0事務）

C 国に残す事務（1事務）

〔・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査、労働争議のあっせん、
調査に関する事務〕

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

	国
	(1)

平成20年
全国知事会提言

(1)

(6) 地方農政局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

地域農業の振興に関する事務は、地域や個別農家と日常的に接するなどその実情に通じている地方に移管し、国に残す事務は団体の金融検査事務等に限定する。

農林統計などは廃止・民営化等を進める。

【事務・権限の仕分けの結果（57事務）】

A 地方移管する事務（34事務）

- ・ J A S法に基づく立入検査等
 - ・ 農家戸別所得補償制度等に関する現金給付
 - ・ 生産調整方針の認定、出荷業者等の立入検査
 - ・ 農地転用事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（17事務）

- ・ 農林水産業に関する統計調査
 - ・ 農業振興地域の整備等に関する自治体との協議
- など

C 国に残す事務（6事務）

- ・ 主要食糧の需給・価格安定に関する米穀の買入れ・売渡し等
 - ・ 農業協同組合に関する指導監督のうち金融検査事務
 - ・ 食料安定供給特別会計に関する事務
- など

《仕分けに当たっての考え方》

- ・ 農業協同組合等に対する指導監督は地方に移管する事務に仕分けしているが、金融検査事務については国の金融行政と密接な関連があるため国に残す事務に仕分けしている。
- ・ 戸別所得補償制度等の現金給付型事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計等は国で実施する。
- ・ 生産調整方針の認定等の事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計や都道府県別の生産数量目標の割当ては国で実施する。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方 (34)	廃止等 (17)	国 (6)
平成 20 年 全国知事会提言	(18)	(6) (20)

(7) 森林管理局

《仕分け結果の概況》

民有林野に関する治水事業については地方に移管し、国有林野に関する事務は当分の間国に残す。

【事務・権限の仕分けの結果（18事務）】

A 地方移管する事務（2事務）

- ・ 森林治水事業の実施（民有林野）
- ・ 上記事務の実施に執行に関する内部管理事務

B 廃止・民営化等する事務（0事務）

C 国に残す事務（16事務）

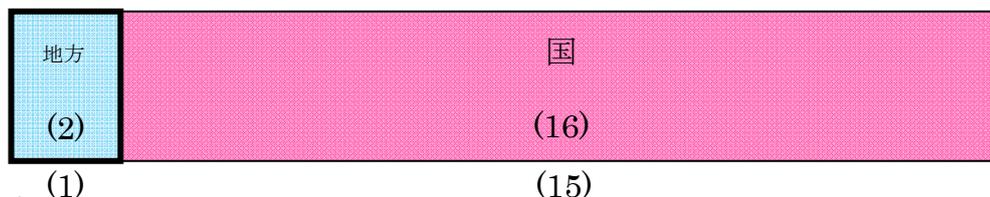
- ・ 国有林野事業に関する施策の企画及び立案
- ・ 国有林野の管理・処分及び活用
- ・ 森林治水事業の実施（国有林野）
- ・ 治山事業の実施

など

《仕分けに当たっての考え方》

国有林野事業については、国に残す事務を極限する観点からは地方に移管する事務として検討すべきであるが、多額の累積債務を抱えることから、国において問題解決の道筋を付けることが先決であるので、当面国に残す事務に仕分けしている。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》



平成20年
全国知事会提言

(8) 漁業調整事務所

《仕分け結果の概況》

漁業の許可や取締り、沿岸漁業の振興など地域との関わりが強い事務は地方に移管し、国に残す事務は外国船舶に対する指導・取締りなどに限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（9事務）】

A 地方移管する事務（7事務）

- ・ 漁業の許可等
 - ・ 漁業の取締り、漁業調整
 - ・ 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の確保
 - ・ 外国漁船の寄港の許可
- など

B 廃止・民営化等する事務（0事務）

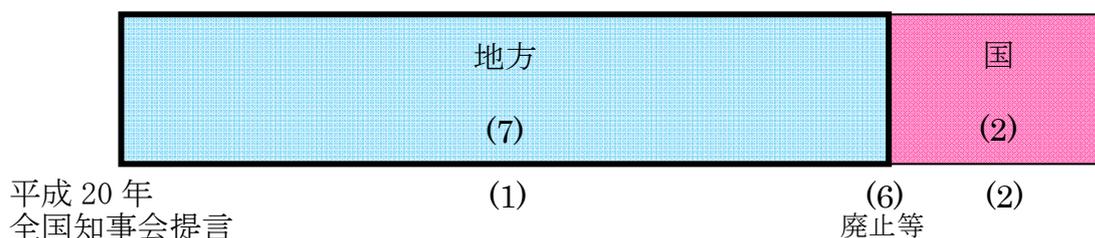
C 国に残す事務（2事務）

- ・ 外国船舶（大臣許可分）の指導・取締り
- など

《今後検討すべき課題》

漁業調整事務所の事務・権限については外国船舶の指導・取締りを除き地方に移管する事務に仕分けしているが、今後、広域連携体制など掘り下げた検討を行う必要がある。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》



(9) 経済産業局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

地域の産業・経済の振興に関する事務は地方に移管し、国に残す事務は輸出入貿易管理や化学兵器に関する国際査察の立ち会い等に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（58事務）】

A 地方移管する事務（38事務）

- ・ 商工会議所に関する許認可・監督
 - ・ 新規産業の環境整備（産業クラスター、ベンチャー等）
 - ・ 消費者取引の適正化に関する事務（特定商取引法、割賦販売法）
 - ・ 電気・ガス事業に関する許認可・監査
 - ・ 各種リサイクル法施行に関する事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（12事務）

- ・ 国庫補助金支給事務（環境ビジネス支援）
 - ・ 計量士の試験の実施
 - ・ 競輪・オートレースの指導・監督
 - ・ 景気動向調査の実施
- など

C 国に残す事務（8事務）

- ・ 輸出入貿易管理（貨物の輸出許可等）、関税割当に関する事務
 - ・ 化学兵器の関連法令の施行（国際査察の立ち会い等）
 - ・ 原発立地、電源開発促進等
 - ・ 鉱業権の出願・登録等
- など

《事務・権限数で見た仕分け結果》

地方	廃止等	国
(38)	(12)	(8)

平成 20 年
全国知事会提言

(39)	(0)	(12)
------	-----	------